

愛知県社会教育施設管理規則の一部改正について

このことについて、愛知県社会教育施設管理規則の一部を改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和7年2月4日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、アナログ規制を見直すため必要があるからである。

愛知県社会教育施設管理規則の一部改正の概要

1 改正の概要

いわゆる「アナログ規制」である書面の掲示を義務付ける規制について、インターネットを活用した方法を併用することとする。

2 改正の理由

アナログ規制を見直す必要があるため。

3 改正の内容

利用料金の承認に係る公告の書面の掲示を義務付ける規定について、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法も併せて行うこととする（第10条関係）。

4 施行期日

令和7年4月1日

愛知県社会教育施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年 月 日

愛知県教育委員会教育長 飯 田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県社会教育施設管理規則の一部を改正する規則

愛知県社会教育施設管理規則（平成四十二年愛知県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「掲示場に掲示する」の下に「とともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

愛知県社会教育施設管理規則の一部改正新旧対照表

新

(利用料金の承認に係る公告の方法)

第十条 条例第六条第五項の規定による公告は、当該施設の掲示場に掲示
するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用す
る方法により行うものとする。

旧

(利用料金の承認に係る公告の方法)

第十条 条例第六条第五項の規定による公告は、当該施設の掲示場に掲示
する方法により行うものとする。